

受注工事標準仕様書

(一般事項)

令和6年10月

東京都交通局車両電気部

目 次

第1章 一般共通事項

1.1	適用	1
1.2	用語の定義	1
1.3	監督員の権限等	2
1.4	官公署その他への届出手続等	3
1.5	現場代理人、監理技術者及び主任技術者等	3
1.6	工事の下請負	3
1.7	工事实績情報の登録	3
1.8	提出書類	4
1.9	設計図書等の取扱い	4
1.10	施工体制台帳等	4
1.11	関連工事等の調整	4
1.12	疑義に対する協議等	4
1.13	工事の一時中止に係る事項	5
1.14	工期の変更に係る資料の提出	5
1.15	特許権等	5
1.16	埋設文化財その他の物件	5
1.17	建設副産物の処理	5
1.18	過積載の防止	7
1.19	SI 単位	8
1.20	関係法令等の遵守	8
1.21	道路占用等に関わる資料の作成	8
1.22	保険の加入及び事故の補償	8
1.23	部分使用	8
1.24	関係者への広報等	8
1.25	日雇労働者の雇用	9
1.26	工事現場での地球環境保全	9
1.27	ユニバーサルデザイン	9
1.28	不当介入に対する通報報告	9

第2章 工事関係図書

2.1	実施工程表	9
2.2	施工計画書	10
2.3	施工図等	10
2.4	工事の記録等	10

第3章 工事現場管理

3.1	施工管理	11
3.2	工事用電力設備の保安責任者	11
3.3	電気保安技術者	11

3.4	施工条件	11
3.5	品質管理	11
3.6	施工中の安全確保	12
3.7	交通安全管理	12
3.8	災害等発生時の安全確保	13
3.9	環境保全等	13
3.10	後片付け	13
3.11	工事用地等	13
3.12	室内空気汚染対策等	13
3.13	ディーゼル自動車、建設機械等の燃料	14
3.14	環境により良い自動車の利用	14
3.15	境界杭、測定杭等	14

第4章 機器及び材料

4.1	環境への配慮	14
4.2	機材の品質等	14
4.3	再使用機材	15
4.4	機材の搬入	15
4.5	機材の検査等	15
4.6	機材の保管	15
4.7	支給材料	16
4.8	返納品及び貸与品	16

第5章 施工調査

5.1	適用範囲	16
5.2	施工計画調査	16
5.3	事前調査	16
5.4	事前打合せ	16

第6章 施 工

6.1	施 工	17
6.2	施工の検査等	17
6.3	施工の立会い等	17
6.4	工法等の提案	17
6.5	排出ガス対策型建設機械	17
6.6	低騒音・低振動型建設機械	17
6.7	化学物質の濃度測定	18

第7章 養 生

7.1	養 生	18
-----	-----	----

第8章	撤 去	
8.1	一般事項	18
8.2	撤去後の補修及び復旧	18
第9章	工事検査等	
9.1	工事検査	19
第10章	しゅん功図書	
10.1	完了時の提出図書	19
10.2	しゅん功図	19
10.3	保全に関する資料	19
10.4	図書ファイルの提出	19
付 則		20
別 表	提出書類等の書式及び提出部数	21

第1章 一般共通事項

1.1 適用

- (1) 本受注工事標準仕様書（一般事項）（以下「標準仕様書」という。）は、「東京都交通局契約事務規程」に基づく工事請負契約に係る標準契約書及び約款（以下「契約書」という。）により東京都交通局車両電気部が施行する工事の請負契約を締結する場合に適用する。
- (2) 標準仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において適正に履行するものとする。
全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次のアからオまでの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、「1.12 疑義に対する協議等」による。
ア 質問回答書(イからオまでに対するもの)
イ 設計説明書
ウ 特記仕様書
エ 図面
オ 各工事標準仕様書

1.2 用語の定義

- 標準仕様書の用語の意義は、次による。
- (1) 「監督員」とは、契約書に基づき、交通局が当該工事請負契約の受注者に通知した者を総称していう。
 - (2) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。
 - (3) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
 - (4) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。
 - (5) 「監督員と協議」とは、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
 - (6) 「監督員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況や機材の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。
なお、「品質管理記録」とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
 - (7) 「監督員の確認」とは、施工の各段階における施工状況等について、監督員の立会い又は受注者等から提出された資料に基づき、監督員がその事実を確認することをいう。
 - (8) 「監督員の立会い」とは、必要な指示、承諾、協議、検査、確認及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
 - (9) 「監督員に報告」とは、受注者等が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
 - (10) 「監督員に提出」とは、受注者等が監督員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 - (11) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事において使用予定の機器、材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
 - (12) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法をいう。
 - (13) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
 - (14) 「設計図書」とは、「1.1 適用(3)アからウ」までをいう。
 - (15) 「特記」とは、「1.1 適用(3)ア、イ」までに指定された事項をいう。

- (16) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規程等で署名又は押印を不要とした文書については、署名又は押印がない場合も有効な書面として取り扱う。
- (17) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (18) 「施工図等」とは、施工図、製作図その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。
- (19) 「標準図」とは、国土交通省のホームページに掲載の官庁営繕関係統一基準である公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)をいう。
- (20) 「JIS」とは、「産業標準化法」(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格をいう。
- (21) 「JCS」とは、日本電線工業会規格をいう。
- (22) 「JEL」とは、日本照明工業会規格(光源類関係)をいう。
- (23) 「JIL」とは、日本照明工業会規格(照明器具類関係)をいう。
- (24) 「JEM」とは、日本電機工業会規格をいう。
- (25) 「JEC」とは、電気学会電気規格調査会標準規格をいう。
- (26) 「JEITA」とは、電子情報技術産業協会規格をいう。
- (27) 「JSIA」とは、日本配電システム工業会規格をいう。
- (28) 「NECA」とは、日本電気制御機器工業会規格をいう。
- (29) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
- (30) 「工事検査」とは、契約書に基づき、工事の完了の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完了の確認その他の検査で、交通局が行うものをいう。
- (31) 「検査員」とは、「東京都交通局契約事務規程」に定める者であって、契約書に基づく工事検査を行う者をいう。
- (32) 「概成工期」とは、工事目的物の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、契約書に基づく関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

1.3 監督員の権限等

- (1) 契約書に基づき、交通局が定める当該工事の監督員は、次に掲げる者をいう。
 - ア 総括監督員
 - イ 主任監督員
 - ウ 担当監督員
- (2) 監督員の権限は、契約書に基づく次の事項である。
 - ア 工事の施工についての受注者等に対する指示、承諾又は協議
 - イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者等が作成した詳細図等の承諾
 - ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査
- (3) 監督員が行う受注者等に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者等に対して行うことができる。
- (4) 受注者が行う監督員に対する契約上の権利の行使又は義務の履行は、監督員に対して書面により行う。
- (5) 監督員が(2)に掲げる権限を受注者等に行使する場合は、書面でこれを行う。ただし、安全を確保するためであって、かつ、時間的余裕がない場合など、緊急又はやむを得ない場合等は、口頭で指示等を行うことができる。口頭で行った指示等の内容は、後日、監督員と受注者等の双方

で書面により確認する。

1.4
官公署その他への届出手続等

- (1) 工事の着手、施工及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関等への必要な届出手続等を直ちに行う。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに要する費用を負担する。
- (4) 消防設備等防災設備及び受変電設備の改修を行う場合は、事前に関係官庁に改修期間、改修範囲、改修内容等を協議し、確定してから工事に着手する。ただし、消防設備等防災設備及び受変電設備の機能の停止ができない場合は、監督員と協議する。

1.5
現場代理人、監理技術者及び主任技術者

- (1) 現場代理人は、工事現場の運営及び取締り並びに契約書に規定する職務の執行に必要な知識と経験を有する者とする。
- (2) 「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号)に定める監理技術者(特例監理技術者を含む。)、監理技術者補佐(建設業法第 26 条第 3 項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者をいう。)又は主任技術者についての資格を証明する資料を監督員に提出する。ただし、監理技術者が監理技術者資格者証(監理技術者講習修了履歴)の実物を監督員に掲示した場合には、資料の提出は不要とする。
- (3) 監理技術者(特例監理技術者を含む。)、監理技術者補佐又は主任技術者の交代については、「東京都工事施行適正化推進要綱」(平成 22 年 21 財建技第 244 号)による。
- (4) 監理技術者(特例監理技術者を含む。)、監理技術者補佐及び主任技術者は、腕章を着用し、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(監理技術者講習修了履歴)を携帯する。
また、監督員がその提示を求めたときは、速やかに応じる。
- (5) 特例監理技術者の配置については、特記による。

1.6
工事の下請負

- (1) 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 14 条及び「建設業法」第 22 条の規定に反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。
一括下請負の判断基準及び元請・下請それぞれが果たすべき役割は、「一括下請負の禁止について」(平成 28 年国土建第 275 号)による。
- (2) 受注者は、下請負に付する場合には、次の要件を満たす下請負人を選定する。
ア 当該下請負工事の施工能力を有していること。
イ 交通局の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中又は排除措置中でないこと。
- (3) (2)により選定された下請負人のうち、施工体制台帳及び施工体系図に記載を要さない下請負人については、遅滞なく、その旨を監督員に工種別に報告する。

1.7
工事实績情報の登録

- (1) 工事实績情報システム(コリンズ)への登録が特記された場合は、登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、「東京都の休日に関する条例」(平成元年東京都条例第 10 号)第 1 条に第 1 項に規定する東京都の休日は含まない。
ア 工事受注時 契約締結後 10 日以内
イ 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内

	<p>ウ 工事完了時 工事完了後 10 日以内</p> <p>なお、変更登録は、「東京都工事施行適正化推進要綱」による。</p> <p>(2) 監督員から登録されたことを証明する資料の提示又は提出を求められた場合は、速やかに応じる。</p> <p>なお、変更時と工事完了時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。</p>
1.8 提出書類	<p>提出する工事請負契約関係の書面の書式、提出部数、取扱い等は、別に定める「別表 提出書類等の書式及び提出部数」によるほか、事前に監督員と協議する。</p>
1.9 設計図書等の取扱い	<p>(1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。</p> <p>(2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施行の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p>
1.10 施工体制台帳等	<p>「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成する。</p> <p>また、施工体制台帳及び再下請通知書の様式は、記載事項に外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の有無等が追加されたものを使用する。</p> <p>(1) 施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、作成した施工体制台帳の写しを監督員に提出する。</p> <p>(2) 各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見えやすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写しを監督員に提出する。</p> <p>(3) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じる。</p> <p>(4) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出する。</p>
1.11 関連工事等の調整	<p>契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事(以下「関連工事等」という。)について、監督員の調整に協力し、当該工事関係者ととともに工事全体の円滑な施工に努める。</p> <p>なお、関連工事等は、特記による。</p>
1.12 疑義に対する協議等	<p>(1) 次のアからウの場合において、監督員と協議する。</p> <p>ア 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合</p> <p>イ 現場の納まり、取合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合</p> <p>ウ 設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合</p> <p>(2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。</p> <p>(3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。</p>

1.13
工事の一時中止
に係る事項

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。
- ア 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
 - イ 工事の着手後、周辺環境に問題等が発生した場合
 - ウ 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
 - エ 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
 - オ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合
 - カ アからオまでのほか、特に必要がある場合
- (2) 契約書に基づき、工事を一時中止する場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
- なお、基本計画書には、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）（東京都財務局）」によるほか、以下の事項を記載すること。ただし、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、内容を省略することができる。
- ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること
 - イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項
 - ウ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、この旨を明記すること
- (3) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全する。

1.14
工期の変更に係
る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての交通局との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料をあらかじめ監督員に提出する。

1.15
特許権等

工事の施行上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これに関する特許権等を出願しようとする場合は、あらかじめ交通局と協議する。

1.16
埋蔵文化財その
他の物件

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。

なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、交通局に帰属する。

1.17
建設副産物の処
理

- (1) 建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等（以下「建設副産物」という。）は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、「建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建発第3号）」、「東京都建設リサイクルガイドライン」、「東京都建設泥土リサイクル指針」等に基づき、発生抑制、現場内での分

別、再使用、再生利用及び適正処理に努める。また、再生資源の積極的活用に努める。

(2)建設副産物の処理は次による。

- ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、特記による。
- イ 設計図書で定められた以外に、建設副産物の再使用、再生利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。
- ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、特記による。
 - (ア) PCB を含む機器類は、PCB が飛散し、流失し、又は地下に浸透しないよう、適切な容器に収めるとともに、適切な場所に保管し、工事完了後、監督員に引渡す。
 - (イ) PCB を含む機器類の取扱い作業は、必ず構内で行い、構外に搬出してはならない。
 - (ウ) PCB を含む機器類の取扱いについては、(ア)及び(イ)によるほか、「廃棄物処理法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号)、「電気関係報告規則」(昭和40年通商産業省令第54号)、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号)等に定めるところによる。
- エ ウの発注者に引渡しを要すると指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理の上、調書を作成し、監督員に提出する。
- オ アからウまで以外のもは、全て工事現場外に搬出し、(1)により適正に処理する。
- カ CCA 処理木材(クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材)は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。
- キ せっこうボードの処理方法は次による。
 - (ア) 石綿含有せっこうボードの処理は、特記による。
 - (イ) ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理は、非含有せっこうボードと分別して解体したのち、製造業者に回収を委託するか又は管理型最終処分場で埋立処分するものとし、適用は、特記による。
 - (ウ) (ア)及び(イ)以外のせっこうボードの処理は次のa又はbにより、適用は、特記による。
 - a 最終処分とする場合は、管理型最終処分場で埋立処分する。
 - b 再資源化する場合は、再資源化施設の受入条件を確認のうえ、適切に分別したのち、再資源化施設で再資源化する。
- ク PCB 含有シーリング材の処理は次による。
 - (ア) PCB 含有シーリング材の分析調査及び撤去は、特記による。
 - (イ) PCB 含有シーリング材は、PCB が飛散しないように適切な容器に収め、適切な場所に保管し、工事完了後監督員に引き渡す。

(3)建設廃棄物の保管並びに運搬及び処分の委託等は、次による。

- ア 工事現場内の保管
建設廃棄物の工事現場内の保管に当たっては、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、「廃棄物処理法」の規定による「産業廃棄物保管基準」に従い保管する。
- イ 運搬及び処分の委託

- (ア) 建設廃棄物の運搬及び処分の委託契約は、「廃棄物処理法」の規定により、委託先ごとに、個別に書面で行う。
 なお、運搬及び処分を委託した場合は、建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるものとする。
- (イ) 建設廃棄物の運搬の委託先は、「廃棄物処理法」で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者とする。
 なお、運搬途上で積替保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。
- (ウ) 建設廃棄物の処分の委託先は、「廃棄物処理法」で定める事業許可のある産業廃棄物処分業者とする。
- (エ) 混合廃棄物の処分の委託先は、選別設備を有する中間処理施設又は再資源化施設とする。
- (オ) 建設廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを利用し、最終処分が終了したことを確認する。

(4) 特別管理産業廃棄物の保管並びに運搬、処分及び回収の委託は、次による。

ア 工事現場内の保管

特別管理産業廃棄物はPCB 廃棄物を除き、現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し、雨水のかからない場所とし、周辺環境に影響を及ぼさないようにするなど、「廃棄物処理法」に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。

イ 運搬、処分及び回収の委託

(ア) 特別管理産業廃棄物の運搬、処分及び回収の委託契約は、「廃棄物処理法」その他関係法令に基づき、委託先ごとに個別に書面で行う。

なお、運搬及び処分を委託した場合は、特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 特別管理産業廃棄物は、運搬又は処分を委託しようとする者に対し、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知する。

(ウ) 特別管理産業廃棄物の運搬の委託先は、「廃棄物処理法」で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物収集運搬業者とする。

なお、運搬途上で積替保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。

(エ) 特別管理産業廃棄物の処分の委託先は、「廃棄物処理法」で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物処分業者とする。

(オ) 特別管理産業廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを利用し、最終処分が終了したことを確認する。

1.18 過積載の防止

(1) 建設副産物又は、工事用資機材及び機械等(以下「資機材等」という。)の運搬に当たっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに関係法令に基づき、次の事項を遵守する。

ア 積載重量制限を超過して、建設副産物及び資機材等を積み込まない。

イ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しない。

	<p>(2) 建設副産物及び資機材等の運搬に当たり、ダンプカー等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和 42 年法律第 131 号)の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努める。</p> <p>(3) 建設副産物及び資機材等の運搬を下請けに付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結してはならない。</p>
1. 19 SI 単位	<p>国際単位系である SI 単位の適用に際し、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。</p>
1. 20 関係法令等の遵守	<p>工事の施工に当たっては、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。</p> <p>また、その運用及び適用は、受注者等の負担と責任において行う。</p>
1. 21 道路占用等に関わる資料の作成	<p>交通局が道路占用許可書を取得している箇所での施工について、「道路法」(昭和 28 年法律第 180 号) 第 32 条に基づく又は占用物件である鉄道施設の変更に伴う道路管理者への届出等が必要となる場合、監督員から届出に関する図面、工程表、緊急連絡体制表、資材置場の資料等を求められた際は速やかに作成し、提供する。</p>
1. 22 保険の加入及び事故の補償	<p>(1) 「雇用保険法」(昭和 49 年法律第 116 号)、「労働者災害補償保険法」(昭和 22 年法律第 50 号)、「健康保険法」(大正 11 年法律第 70 号)及び「厚生年金保険法」(昭和 29 年法律第 115 号)に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。</p> <p>(2) 契約後、速やかに「労災保険加入証明願」を東京労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、証明を受けた後、交通局へ提出する。</p> <p>(3) 雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償を行う。</p> <p>(4) 建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行う。</p> <p>(5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後、原則 1 か月以内(電子申請方式による場合は原則 40 日以内)に監督員に提出する。</p> <p>(6) 「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事関係者及び公衆が見やすい位置に掲示する。</p> <p>(7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿(電子申請方式による場合は掛金充当書(工事別))その他関係資料を提出する。</p>
1. 23 部分使用	<p>契約書に基づき、交通局から工事目的物の部分使用の承諾を求められた場合は、当該部分について交通局に出来形その他の検査又は確認を請求することができる。</p>
1. 24 関係者への広報等	<p>(1) 工事の施工に当たり、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、広報等が必要な場合は、速やかにこれを行う。</p>

	<p>(2) 工事に、地域住民その他の関係者から説明を求められた場合又は苦情があった場合は、誠意をもって直ちに対応するとともに、その解決に当たる。</p> <p>(3) 工事の施工上必要な地域住民その他の関係者との交渉は、受注者等の責任において行うものとし、あらかじめその概要を監督員に提出する。</p> <p>(4) (1)から(3)までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、その経過を遅滞なく監督員に報告する。</p>
<p>1.25 日雇労働者の雇用</p>	<p>(1) 工事の施工に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月23日付51労職労第221号）により日雇労働者の雇用に努める。</p> <p>(2) 同要綱を適用した工事の工事完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付する。ただし、「公共事業施行通知書」により雇用予定者数がないと認定された事業については、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの収受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しをもって、「公共事業遵守証明書」の代わりに添付する。</p> <p>(3) 無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者数を差し引いた人員とする。</p>
<p>1.26 工事現場での地球環境保全</p>	<p>工事現場の管理に当たっては、省エネルギー等、地球環境保全に努める。</p>
<p>1.27 ユニバーサルデザイン</p>	<p>工事の施工に当たっては、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」の主旨を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方を反映する。</p>
<p>1.28 不当介入に対する通報報告</p>	<p>工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）により、直ちに監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。</p>

第2章 工事関係図書

<p>2.1 実施工程表</p>	<p>(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(2) 設計図書に概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。</p> <p>(3) 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。</p> <p>(4) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(5) (4)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監</p>
----------------------	--

2.2 施工計画書

督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

(6)監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表及び工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。

(1)工事の着手に先立ち、現場組織、安全体制、仮設計画等の工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。

(2)品質計画、施工の具体的な計画並びに施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な工種については、監督員の承諾を受けて作成を省略することができる。

(3)施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。

(4)施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、速やかにその変更内容を監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

(5)(1)及び(2)の施工計画書の承諾の範囲には、仮設は含まれないものとする。ただし、特記された仮設は、この限りでない。

2.3 施工図等

(1)施工図等を当該施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な工事については、監督員の承諾を受け、作成を省略することができる。

(2)施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について当該工事関係者と調整の上、十分検討する。

(3)施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。

2.4 工事の記録等

(1)契約書に基づく履行報告については、工事の全般的な経過を記載した工事報告書を作成する。

(2)監督員の指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。

(3)当日の作業終了時に、「工事作業日報」を監督員に提出する。

(4)工事の施工に当たり、試験を行った場合、直ちに記録を作成する。

(5)次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事記録写真、見本、試験の記録等の資料を整備する。

ア 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

イ 工事の施工による隠蔽等で、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合

ウ 施工の各段階が完了した場合

エ 監督員が必要であると認め、指示した場合

(6)(5)の資料のうち工事記録写真を次により撮影し、編集の上、監督員に提出する。なお、撮影の詳細については、工事記録写真撮影基準（車両電気部）による。

ア 各施工段階における状況が明瞭に判断できるように撮影する。

イ 施工の完了後、明視できなくなる部分は、特に注意して撮影する。

ウ 写真は、撮影の都度整理し、監督員が随時閲覧できるよう編集する。

エ 写真帳の提出は特記による。

- (7)(2)及び(4)並びに(5)の記録等について、監督員から請求されたときは、提出又は提示する。
- (8)受注者は、提出された写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）を交通局に譲渡する。また、交通局の行為について著作者人格権を行使しない。

第3章 工事現場管理

3.1 施工管理

- (1)設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (2)工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員の指示の内容を周知徹底する。

3.2 工所用電力設備の保安責任者

- (1)工所用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め、監督員に報告する。
- (2)保安責任者は、関係法令に基づき適切な保安業務を行う。

3.3 電気保安技術者

- (1)電気保安技術者の配置は特記による。
- (2)電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。
- ア 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- イ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (3)電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

3.4 施工条件

- (1)施工日及び施工時間は、次による。
- ア「東京都の休日に関する条例」（平成元年3月17日条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- イ設計図書に施工日又は施工時間が定められている場合で、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ウ設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめその理由を付した書面を監督員に提出し、承諾を受ける。
- (2)振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業を行う場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (3)(1)及び(2)以外の施工条件は、特記による。

3.5 品質管理

- (1)「2.2 施工計画書(2)」による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。
- (2)必要に応じて、監督員の検査を受ける。

3.6
施工中の安全確保

(3)品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

(1)「建築基準法」(昭和25年法律第201号)、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)その他関係法令等に基づくほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示)第496号」及び「建築工事安全施工技術指針(平成7年5月25日付建設省営監発第13号)」を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

(2)工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、「労働安全衛生法」その他関係法令等に従って行う。ただし、別に責任者が定められた場合は、これに協力する。

(3)同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、交通局から「労働安全衛生法」第30条第1項に規定する措置を講ずる者として指名を受けたときは、同法に基づく必要な装置を講ずる。

なお、同法第30条第2項による指名の有無は特記による。

(4)気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

(5)工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来さないような施工方法等を定める。特に、当局営業線路関係工事にあつては、電車及び保守車両の運行並びに乗客の安全その他構内保安に支障ないように施工する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

(6)火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設ける等、火災の防止措置を講ずる。

なお、改修工事では、建物内の火気の使用は原則として禁止する。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、取扱いに十分注意し、次による。

ア 使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置する。

イ 火気の使用箇所付近に可燃性のもの及び危険性があるものを置かない。

ウ 火気の作業箇所付近は、防災シート等による養生及び火花の飛散防止措置を講ずる。

エ 作業終了後は、十分に点検を行い、異常のないことを確認する。

(7)工事現場は、常に整理整頓を行うとともに、危険な箇所は安全点検を行うなど、事故の防止に努める。

(8)施工に当たり、暗きょ内、ピット内、トレンチ内、シャフト内、排水槽内等で酸素欠乏、湿気、臭気、有毒ガス、粉じん、煙等が滞留又は発生する恐れのある場合は、酸素濃度等の確認を行い、作業者に工事作業の手順及び安全措置についての指示を行うとともに十分な換気等の措置を講ずる。

なお、作業時は、必ず複数の作業員で行い、監視人を配置して安全確保に努める。

(9)工事現場には必要に応じて、工事標識板、保安柵等を設置し、警戒人を配置する。特に、夜間工事にあつては、照明灯、警戒灯等を設置し、事故の防止に努める。

なお、地下高速電車の線路内工事の警戒人は、原則として、列車防護用具を携帯する。

(10)工事現場に立ち入る工事関係者は、当局指定の腕章を着用する。

3.7
交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努める。

<p>3.8 災害等発生時の 安全確保</p>	<p>災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督員に報告する。</p>
<p>3.9 環境保全等</p>	<p>(1)「建築基準法」、「労働安全衛生法」、「建設リサイクル法」、「環境基本法」(平成5年法律第91号)、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)、「廃棄物処理法」、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)、「資源有効利用促進法」、「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成13年法律第64号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)その他関係法令等に基づき、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、工事現場及び周辺環境の保全に努める。</p> <p>(2)自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐停車する時はエンジンを停止(アイドリングストップ)するように指導する。</p> <p>(3)仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該化学製品の製造所が作成したJIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法・ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」による安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保並びに環境の保全に努める。</p> <p>(4)工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。</p>
<p>3.10 後片付け</p>	<p>(1)作業終了時には、適切な後片付け及び清掃を行う。</p> <p>(2)工事の完了に当たり、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。</p>
<p>3.11 工事用地等</p>	<p>(1)工事用地及び工事の施工に伴い、交通局から提供を受けた土地等(以下「工事用地等」という。)は、適切に管理し、当該工事の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(2)工事用地等の使用に当たり、別契約の関連工事と調整を図りながら使用する。</p> <p>(3)工事の完了等で工事用地等を使用しなくなった場合には、監督員の確認を受け、交通局に明け渡す。</p>
<p>3.12 室内空気汚染対策等</p>	<p>(1)接着剤、塗料等の塗布に当たり、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。また、施工時及び施工後は、通風又は換気を十分に行い、揮発した溶剤成分等による室内空気の汚染を防止する。</p> <p>(2)内装仕上げが完了した室内は、常に換気に注意し、仕上げ材料等から初期に放散されるホルムアルデヒドその他の揮発性物質を室内に滞留させないようにする。</p> <p>(3)受注者は、はつり作業や溶接作業、建設機械を搬入して作業を行う場合、煙、じんあい、排気ガス等による室内の空気汚染を防止するよう、</p>

	適切な換気を行う。
3.13 ディーゼル自動車、建設機械等の燃料	(1)ディーゼルエンジン仕様の自動車、建設機械等を使用する場合は、規格（JIS）に合った軽油を使用する。 (2)交通局が調査のため、(1)の自動車、建設機械等から燃料を採取する等の場合には、監督員の指示によりこれに協力する。
3.14 環境により良い自動車の利用	自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守する。 (1)「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合した自動車であること。 (2)「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車とする。 (3)同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。 なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。
3.15 境界杭、測定杭等	工事現場の境界杭、測定杭等を施工中に移動、除去又は埋没しないよう、その周囲を適切に養生する。

第4章 機器及び材料

4.1 環境への配慮	(1)使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 また、環境物品等の指定の有無は、特記による。 (2)使用する機材は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、石綿を含有しないものとする。 (3)省エネルギーや再生可能エネルギー等に関する器材、設備システム等の技術の適用に際し、必要な情報の提供に努める。
4.2 機材の品質等	(1)使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材及び特記により指定するものは、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。 (2)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材で、JISマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- (3) 調査を要する材料については、調査表等を監督員に提出する。
- (4) 設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (5) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、「1.12 疑義に対する協議等」による。
- (6) 再生材の品質は、本仕様書及び特記による。
- 4.3 再使用機材
- (1) 取り外し後再使用と特記された機材は、次による。
- ア 取り外し前に機能及び状態の確認を行い、機材に損傷を与えないように取り外す。
- イ 機能の確認で修理等の必要が生じた場合は、監督員と協議する。
- ウ 取り外し後、再使用する機材をウエス等で清掃する。
- エ なお、特別な清掃を行う場合は、特記による。
- エ 取り外し後再使用するまでの間は、機器類の性能及び機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。
- オ なお、保管場所は監督員と協議する。
- (2) 取り外し後、再使用するに当たり機器の性能及び機能に疑義が生じた場合は、監督員と協議する。
- 4.4 機材の搬入
- 機材は工事現場への搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- 4.5 機材の検査等
- (1) 工事に使用する機材は、「材料検査基準（車両電気部）」に基づく検査に合格したものとする。
- (2) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (3) (2)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 設計図書に定める JIS 若しくは JIS マーク表示のある機材又は規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- (5) 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた方法による。試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (6) 試験及び検査（以下「検査等」という。）は、次による。
- ア 試験等は、試験機関、工事現場等適切な場所で行い、その場所及び試験機関の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。
- イ なお、試験機関は、機材の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。
- エ 試験等は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (7) 試験等に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- (8) 試験等の結果は、監督員に報告する。
- 4.6 機材の保管
- 搬入した機材は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。
- なお、搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、適切な措置を講じ、構外

- に搬出する。
- 4.7 支給材料
- (1)設計図書に支給材料と定められた機材は、所定の手続きの上、監督員の指定する保管場所において受領する。
 - (2)不要となった支給材料の返却は、所定の手続きの上、監督員の指定する保管場所において返却し、整理する。
 - (3)支給材料の運搬は、受注者の負担により受注者が行う。
- 4.8 返納品及び貸与品
- (1)設計図書に返納品と定められた機材は、所定の手続の上、監督員の指定する場所に運搬及び整理をする。
 - (2)設計図書に貸与品と定められた機材は、所定の手続きの上、貸与を受ける。工事が完了したときは、監督員の指定する場所に返納する。
 - (3)返納品及び貸与品は、試験、機能確認等を受注者が行い、その結果を報告する。試験、機能確認等の項目は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 - (4)返納品及び貸与品の試験、機能確認等及び運搬は、受注者の負担により受注者が行う。

第5章 施工調査

- 5.1 適用範囲
- この章は、改修工事に適用する。
- 5.2 施工計画調査
- 工事の着工に先立ち、実施工程表及び施工計画書作成のため事前調査及び事前打合せによる施工計画調査を行う。
- 5.3 事前調査
- (1)事前調査は、実施工程表及び施工計画書で具体的な計画を定めるために必要な調査を行う。
 - (2)施工に先立ち、設計図書に定められた調査及び次の内容の調査を行い、監督員に報告する。
 - ア 作業前の調査の期間とその時間帯
 - イ 施工部分の設備機器・器具等の設置位置、配管ルート、サイズ等
 - ウ 改修に関係する既存回路の絶縁抵抗
 - エ 改修に関係する既存設備機器の仕様、容量、能力、制御回路等
 - オ 施工スペース、作業員の出入り及び機材の搬出・搬入ルート
 - カ 工事用車両の駐車場、資機材置き場、下小屋その他のスペース
 - キ 施工順序及び施工可能時間帯
 - ク 足場その他仮設物の設置範囲とその期間
 - (3)第2章以降の当該設備工事の「事前確認」による項目を調査し、監督員に報告する。
 - (4)停電工事作業は、事前に停電計画、仮設電源計画、作業手順、安全対策等の方法及び体制を取りまとめ、監督員に報告する。
- 5.4 事前打合せ
- 事前打合せは、実施工程表及び施工計画書で具体的な計画を定めるために必要な事項について、下記の関係者で行う。
- (1)建物管理者（防火管理者等）

- (2)電気関係保守区
- (3)関係官公署（建築主事、消防署等）
- (4)その他必要な者

第6章 施 工

- | | |
|---------------------|--|
| 6.1
施工 | <p>(1)施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき行う。</p> <p>(2)施工の各段階において、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、確認及び報告は、受注者等が行う。</p> |
| 6.2
施工の検査等 | <p>(1)設計図書に定められた場合及び監督員から指示された工程に達した場合又は「6.1 施工(2)」の報告後は、監督員の検査を受ける。</p> <p>(2)施工の検査等に伴う試験は、「4.5 機材の検査等」に準じて行う。</p> |
| 6.3
施工の立会い等 | <p>(1)設計図書において監督員の立会いが定められている場合及び監督員から指示を受けた工程に達した場合は、適切な時期に監督員に対して立会いの依頼を行う。立会いの日時については、あらかじめ監督員と調整する。</p> <p>(2)監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受注者の負担とする。</p> |
| 6.4
工法等の提案 | <p style="padding-left: 20px;">設計図書に定められた工法等以外について次の提案がある場合は、監督員と協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)所要の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (2)環境の保全に有効な工法等の提案 (3)生産性向上に有効な工法等の提案 |
| 6.5
排出ガス対策型建設機械 | <p style="padding-left: 20px;">特記に示す建設機械を使用する場合は、次のいずれかによる。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、工事現場において、排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械 (2)「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械 (3)平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械 |
| 6.6
低騒音・低振動型建設機械 | <p style="padding-left: 20px;">特記に示す建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）に基づき、指定された低騒音・低振動型建設機械を使用する。</p> |

6.7
化学物質の濃度
測定

- (1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
- (2) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数等は、特記による。
- (3) 測定結果は取りまとめの上、監督員に提出する。

第7章 養生

7.1
養生

- (1) 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。
- (2) 既存部分の養生は、特記による。特記に記載がなければビニールシート等の適当な方法で行う。
- (3) 仮設間仕切り等により施工作業範囲が定められた場合は、施工作業範囲外に塵埃等が飛散しないように養生する。
- (4) 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生は、特記による。特記に記載がない場合は、監督員の承諾を得て、ビニールシート、合板等で養生し、既存仕上げ材を損傷させないようにする。
- (5) 作業、搬入通路等に隣接して盤等のスイッチ等がある場合は、誤作動をしないように養生する。
- (6) 作業員、工所用資機材等の移動、運搬に使用できる既設エレベータは、特記による。この場合、エレベータかご内等を型枠用合板等で養生を行い、エレベータに損傷を与えないようにする。
なお、使用の終了後は速やかに原状に復旧する。
- (7) 工事の施工に際し、既存部分、工事目的物を汚損した場合は、監督員に報告するとともに、承諾を受けて原状に復する。

第8章 撤去

8.1
一般事項

- (1) 撤去場所の作業環境については、「3.6 施工中の安全確保」及び「3.9 環境保全等」に準じる。
- (2) 撤去については、「3.4 施工条件」による施工時間とするが、休日、祝日及び夜間作業とする場合は、特記による。
- (3) 撤去前に内容物の改修を要する機器、配管等の処置は特記による。
- (4) 撤去材の搬出経路は特記による。
- (5) 搬出経路の養生については、第7章「養生」による。

8.2
撤去後の補修及
び復旧

- (1) 壁付け機器、床置き機器、天井付け機器の撤去跡の取付けボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修及び床補修等は、特記による。
- (2) 床、壁、天井等の撤去後の開口部についての補修方法及び仕上げの様子は、特記による。

第9章 工事検査等

9.1 工事検査

- (1) 契約書に基づく工事の完了とは、次のアからウまでに示す要件の全てを満たした時とする。工事が完了した際は、工事完了届を監督員に提出することができる。
 - ア 設計図書に示す全ての工事が完了していること。
 - イ 監督員の指示を受けた事項が全て完了していること。
 - ウ 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求部分に係る工事について(1)のイ及びウの要件を満たすものとし、出来形部分等の算出方法については、特記による。
- (3) 契約書に規定する指定部分に係る工事完了届を監督員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、(1)のアからウまでの要件を満たすものとする。
- (4) (1)から(3)までの届出又は請求に基づく検査は、交通局から通知された検査日に受ける。
- (5) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供し、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

第10章 しゅん功図等

10.1 完了時の提出図書

- (1) 工事完了時の提出図書は次により、適用は特記による。
 - ア しゅん功図
 - イ しゅん功写真
 - ウ 保全に関する資料
- (2) (1)の図書に目録を添付し、監督員に提出する。

10.2 しゅん功図

しゅん功図は、工事目的物の完成時の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし、種類、記載内容及び提出部数は、特記による。

10.3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料は、工事目的物の保守に関する説明書、機器取扱説明書、官公署提出書類等とし、種類、記載内容及び提出部数は特記による。
- (2) 資料の作成に当たっては、監督員と記載事項に関する協議を行う。また、提出時は、監督員に内容の説明を行う。

10.4 図書ファイルの提出

提出図書は、当局指定のファイル形式 (TIFF(G4)等) で作成し、当局指定の記録媒体 (CD-R 等) で提出する。ただし、記録媒体は受注者の負担とし、記録方法は監督員の指示による。

付 則

この標準仕様書は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この標準仕様書は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

別 表

提出書類等の書式及び提出部数

図 書 名	様式	提出期限	部数	備 考
現場代理人及び 主任技術者等通知書	統一 2	着手時	3 部	
経歴書 ()	統一 3			
施工計画書	統一 22	着手時	1 部	
前払金等請求確認書	統一 5	着手時	1 部	
前払金請求書	局-3			
認定請求書	統一 11	その都度	1 部	
履行報告書	局-10			
工事の進捗状況について (月報)	局-4			
工事進捗状況報告書	局-5			
実施工程表	局-7			
中間前払金請求書	局-13			
建設業退職金共済制度加入届	統一 7	契約後原則 一ヶ月以内	1 部	
掛金収納書、標識 (シール) の工事現場における掲示状況 写真	統一 7 の 2			
建設業退職金共済証紙購入状 況報告書	統一 7 の 3			
労災保険加入証明願	別紙様式 1 (東京労働局)	着工時	1 部	
(請求・通知・報告・協議) 書	統一 16	その都度	2 部	
承諾書	統一 17	その都度	1 部	
() 承諾申請書	統一 25	その都度	2 部	特記による材料の承諾
(協議・報告) 書	統一 26	その都度	1 部	
立会依頼書兼通知書	部-1	その都度	2 部	
中間検査請求書	統一 21	その都度	2 部	
休日等の工事施工届	部-3	その都度	1 部	
() 記録の報告書	統一 28	その都度	1 部	特記による試験の報告
事故経過報告書 (第 報)	局-16	発生後 その都度	2 部	
事故報告書	局-17	発生時	2 部	

図 書 名	様式	提出期限	部数	備 考
工事作業日報	局-6	その都度	1部	現場施工や安全教育等 工事にかかる内容を実施した際に提出
工事進捗状況（月報）	局-4	毎月	1部	
工事進捗状況工程表	局-5			
実施工程表	局-7	その都度	1部	
支給材料（請求・受領・返納）書 （第 回）	統一 12	その都度	1部 又は 2部	返納書のみ 2 部、返納 書は返納品の数量が”0” となった場合でも提出
支給材料（請求・受領・返納） 内訳書	統一 13			
主要資材発注予定報告書	統一 18	着工時	1部	
材料検査請求兼検査書	局-12	その都度	2部	
材料検査請求書（第 回）	部-2	その都度	2部	特記による材料の工場 検査
発生材報告書（第 回）	統一 14	その都度	2部	
発生材報告内訳書	統一 15			
産業廃棄物管理票 （マニフェスト）		その都度	提示	電子マニフェストの 場合は情報処理センタ ーから通知された処理 結果等、マニフェスト （紙）の場合は A 票及 び E 票
工事完了届	局様式	完了時	2部	
請求書	(任意様式)	完了時	1部	
請求金額計算書	(参考様式)	完了時	1部	
既済部分検査請求書（第 回）	統一 10	その都度	2部	
既済部分出来高調書	局-8			
既済部分出来高工種別内訳書	局-9			
完了図		完了時	2部	承諾図、試験成績表（社 内、完了）添付
完了原因		完了時	1部	